**誓　　約　　書**

株式会社●●　代表取締役　　◎◎殿

私は、セクシャルハラスメント行為に関して法律上、倫理上、就業規則上も禁止されていることを理解し、これらの行為を断じて起こさぬ様ここに誓約いたします。

万一、これに反した場合には就業規則（下記）に則って、会社が決定するいかなる処分にも従います。

**↓**

**＜私は以下に該当する行為を行いません＞　　　　　※各項目を確認し、右欄にチェック下さい。**

①むやみに身体に触れたり､ヌード写真を掲示したり、猥談をしたり、アダルトサイトを閲覧したりなどして職場での性的言動によって他の従業員に不快な思いをさせたり、職場環境を悪化させること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ･･･　□

②職務中の他の従業員の業務に支障を与えるような性的関心を示したり､性的な行為を仕掛けたりすること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ･･･　□

③職責を利用して交際を強要したり、性的関係を迫ったりすること。　　　　　 　･･･　□

④相手の意に反して食事などの付き合い行為を強要すること。　　　　　　　　　 ･･･　□

⑤性的な噂話を不当に流布宣伝すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ･･･　□

⑥性的言動を拒否したことにより、その相手に不利益または不当な扱いを行うこと。 ･･･□

⑦性的プライベートな事柄に対して、相手の意に反して介入したり言及したりすること。

･･･　□

⑧会社内に限らず、自宅、事務所、出張先、会合や接待場所、車中などにおいても相手が性的に苦痛を受ける言動をしたりすること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ･･･　□

⑨ストーカー（付きまとい）行為を行うこと。　　　　　　　　 　 ･･･　□

⑩その他前号までに準ずる言動や相手方の望まない性的言動により､円滑な職務の遂行の妨げになること。　　　　　　　　　　 　 ･･･　□

**＜就業規則 抜粋＞**

（制裁事由）

第151条 従業員が次のいずれかに該当するときは、情状により前条第1号から第5号（譴責、減給、出勤停止、停職、降転職）までの措置を取ります。従業員は以下に掲げる行為をしてはなりません。

(69) 服務規律の章に該当する事由によって､会社秩序を乱し､またはその恐れのあるとき

２ 従業員が次のいずれかに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とします。

(19) 会社内はもとより、顧客の自宅、会食などの場所、車中などにおいて、セクシャルハラスメントによって、法律上または倫理上重大な問題を惹起したとき

※性的行為がある場合又は被害が重篤な状況（精神疾患に罹患等）に至った場合には、「懲戒解雇」を申し渡すことがあります。

【本人確認欄】

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　所　　属　：

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　：　　　　　　　　　　　㊞